

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>本庄寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字阿那志字川原二七 五番四地先から同郡同町大字阿那志 字下十条二二九番一―地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十二月十三日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第十一号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長一七九・四四 メートル</p>	<p>備考</p>